



熊本県公報

第12132号
平成24年7月24日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
 - 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 1
 - 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (〃) 1
 - くまもと県民交流館の指定管理者募集…………… (男女参画・協働推進課) 2

告 示

熊本県告示第921号
 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
 平成24年7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | サービスの種類 |
|-------------------------------|---|---------------|------------|------------------------|
| ヘルパーステーションいずみ 人吉市南泉田町70番地3 | 有限会社 リバテ イライフ 人吉市南泉田町70番地3 竹田 篤司 | 平成24年 7月1日 | 4310600236 | 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 |

公 告

熊本県公告第410号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
 平成24年 7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 上益城郡益城町大字広崎字葉山913番1、同913番4、同913番5、及び同913番6
 1,144.92平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 熊本市東区東野一丁目15番18号
 株式会社 みた商事

熊本県公告第411号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
 平成24年 7月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 荒尾市宮内字下井手道1092番6の一部、同1092番18の一部、同1092番24、同1092番25、同1092番34及び同1092番36
 3,790.07平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 荒尾市万田1562
 社団法人荒尾市医師会

熊本県公告第412号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成24年7月24日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
くまもと県民交流館（以下「交流館」という。）
- (2) 所在地
熊本市中央区手取本町8-9 テトリアくまもとビル9階・10階
- (3) 施設の規模等
 ア 全体面積 4,816.75平方メートル
 イ 9階面積 2,607.90平方メートル
 ウ 10階面積 2,208.85平方メートル
- (4) 施設の概要
 ア 9階 会議室1、会議室2、会議室3、会議室4、会議室5、こども室、授乳室、パレアルーム、情報ライブラリー、女性総合相談室、相談室1・2・3、しごと相談・支援センター、総合受付カウンター、講師控室1・2、館長室、事務室
 イ 10階 大会議室、会議室6、会議室7、会議室8、音楽室1、音楽室2、多目的スタジオ、和室

2 指定管理者が行う業務

- (1) 社会貢献活動、男女共同参画社会の形成に関する活動、生涯学習活動その他の県民の自発的で主体的な活動のための施設及び設備の提供を行う業務
- (2) パレアルームの運営に関する業務
- (3) 情報ライブラリーの運営に関する業務
- (4) 会議室等の使用の許可に関する業務
- (5) 会議室等の使用に係る料金の収受に関する業務
- (6) 交流館の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が交流館の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 参加資格

- 次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部との間で締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 貸金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。
 ア グループを構成する法人等の中から県に対する窓口として代表団体を選出すること。
 イ 申請書の記名押印については、参加者全員が行うこと。
 ウ 5の(1)に記載する書類のウ〜ク並びにケの(ウ)及び(エ)については、参加者それぞれについて提出すること。
 エ 申請については、1グループにつき1提案とすること。なお、グループの構成員は他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
 オ 代表団体は、(1)〜(7)の全ての要件を満たし、その他の構成員は(2)を除く全ての要件を満たすこと。

5 申請の手続

- (1) 提出書類
 ア 申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式）
 イ 交流館指定管理者事業計画書及び収支予算計画書
 ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 エ オ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（登記簿謄本）
 申請日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の貸借対照表、収支決算

- 書その他の申請者の財務状況を明らかにする書類
(ただし、申請期限が未到来の場合、直近の3年分とする。また、事業開始後の
年度が3年を経過していない申請者には、過去の決算期における貸借対照表、
収支決算書その他の申請者の財務状況を明らかにする書類、過去の決算期がない申
請者には、今年度の収支決算見込書、直近の合計残高試算表)
- カ 申請日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の事業報告書その他の申
請者の業務の内容を明らかにする書類
(ただし、申請期限が未到来の場合、直近の3年分とする。また、事業開始後の
年度が3年を経過していない申請者には、過去の決算期における事業報告書
その他の申請者の業務の内容を明らかにする書類、過去の決算期がない申請者に
あっては、今年度の事業計画書)
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類 (従業員を雇用していない
事業所は除く。)
- ク 納税証明書
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
(イ) 熊本県の県税 (県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所
を有する者には、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)につ
いて未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
(ア) 県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
(イ) グループで申請する場合は、グループの構成員表及び協定書 (構成員の代表
団体、役割分担、代金の請求又は受領をする団体等を明らかにした書類)
(ウ) 指定申請に係る誓約書
(エ) 申立書
- (2) 申請書の提出先
熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課 (県庁新館4階)
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2286
- (3) 提出期間
平成24年9月10日 (月) から平成24年9月14日 (金) までの日の午前8
時30分から午後5時までとする。(必着)
郵送の場合は、書留郵便によること。
電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本9部 (副本については、写しで可。)
- 6 指定管理候補者の選定
環境生活部指定管理候補者選考委員会 (以下「選考委員会」という。) の選考意見を
踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査・採点を行い、
選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の交付
5の(2)及び交流館で、平成24年7月24日 (火) から平成24年9月14日 (金)
までの間に、交付する。
- 8 現地説明会
(1) 日時
平成24年8月7日 (火) 午前10時から2時間程度
(2) 場所
交流館 会議室7
(3) その他
現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等を、あ
らかじめ定められた様式により平成24年8月3日 (金) の午後5時までに5の(2)
に提出すること。
- 9 留意事項
(1) 次の事項に該当する場合は、参加資格が無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ オ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他、選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められた
とき。
(2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示すること
がある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容に
ついて説明を求める。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定
する。

- (3) 委託料は、交流館の維持管理に係る経費とする。
- (4) 問合せ先
5の(2)に同じ。